

2019年5月16日 全5頁

# 資金決済法等改正法案 情報利活用に伴う金融機関の業務範囲見直し

## 保有する情報を第三者に提供する業務を追加

金融調査部 主任研究員  
横山 淳

### [要約]

- 2019年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- 法律案の内容は多岐にわたるが、その中に、金融機関の業務範囲の見直しが盛り込まれている。具体的には、銀行、保険会社、証券会社などについて、その付随業務として、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務が追加される。
- 公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日からの施行が予定されている。

### はじめに

2019年3月15日、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下、資金決済法等改正法案）が第198回国会（通常国会）に提出された<sup>1</sup>。

これは、金融審議会金融制度スタディ・グループなどにおける議論を踏まえて、資金決済に関する法律（資金決済法）、金融商品取引法、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）、銀行法、保険業法などの法律を改正するものである。主な改正事項を掲げると次の通りである。

- ①暗号資産（仮想通貨）交換業者に対する規制の見直し
- ②暗号資産（仮想通貨）デリバティブ取引、ICO（Initial Coin Offering）に対する規制の整備
- ③銀行等の業務範囲の見直し
- ④店頭デリバティブ取引の一括清算における証拠金の清算

本稿では、「③銀行等の業務範囲の見直し」について紹介する。

<sup>1</sup> 国会法案や関連資料が、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) に掲載されている。

## 1. 業務範囲の見直しの背景とポイント

### (1) 背景

銀行などの金融機関の業務範囲の見直しが行われる背景としては、近年、金融と非金融の垣根を越えた情報の利活用により、一般事業会社や FinTech 事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスを提供する者が出現しつつあることが挙げられる。

こうした流れの中、伝統的な金融機関（銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者など）も、「一般事業会社等による情報の利活用が進展する中で変化を迫られている」<sup>2</sup>ものの、既存の業務範囲規制の影響から保有する情報の利活用が進みにくいと指摘がある。そこで、「伝統的な金融機関が、こうした社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備する」<sup>3</sup>ため、現行の厳格な業務範囲規制の見直しが必要となったと説明されている。

### (2) ポイント

昨今の情報の利活用の進展やいわゆる FinTech ビジネスの拡大を受けて、資金決済法等改正法案は、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者（証券会社）などの業務範囲を拡大することとしている。具体的には、次の2点である。

- ①銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者などが、保有する情報を第三者に提供する業務を付随業務に追加する。
- ②保険会社が、いわゆる高度化等会社（FinTech 会社）を子会社とすることを認める。

## 2. 保有する情報を第三者に提供する業務（本体の付随業務）

資金決済法等改正法案は、銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者など金融機関**本体**が営む付随業務として、次の業務を追加することとしている（銀行法 10 条 2 項、保険業法 98 条 1 項、金融商品取引法 35 条 1 項など）。

顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該金融機関の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該金融機関の営む本業の高度化又は当該金融機関の利用者の利便の向上に資するもの

<sup>2</sup> 金融審議会金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（以下、「報告」）（[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20190116.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116.html)） p. 3。

<sup>3</sup> 「報告」 p. 3。

## (1) 保有する情報を第三者に提供する業務

資金決済法等改正法案が金融機関本体の付随業務とする「保有する情報を第三者に提供する業務」を具体的にイメージすることは難しい。

例えば、地域企業の経営改善に貢献するために、金融機関が地域企業に情報・データの提供を行うようなケースなどが想定されているようである<sup>4</sup>。すなわち、その保有する情報の提供を併せて行えることを明確化することで、より円滑な顧客企業に対するコンサルティングを可能にする、といったことが念頭にあるようだ<sup>5</sup>。そのほかにも、いわゆる FinTech ビジネスとの連携なども考えられるかもしれない。

他方、あくまでも金融機関本体が保有する情報を外部に提供するものであって、外部から金融機関本体が情報を取得する業務ではない。加えて、後述(2)のように、その金融機関本体の本業の高度化やその金融機関本体の利用者の利便の向上に資するものでなければならない。その意味では、情報の利活用の範囲に限界があることから、いわゆる情報銀行<sup>6</sup>などへの活用は難しいように思われる。

## (2) 本業の高度化又は利用者の利便の向上

金融機関本体が営むことができる「保有する情報を第三者に提供する業務」は、その金融機関の営む本業の高度化、又はその金融機関の利用者の利便の向上に資するものでなければならない、とされている。

ここでいう、金融機関の利用者の利便の向上は、文言上、必ずしも明らかではないが、議論の経緯や金融機関本体の業務範囲規制の趣旨などを踏まえれば、あくまでも本業に何らかの形で関連するものに限定されると解するべきだろう<sup>7</sup>。

これは、後述(3.)する、いわゆる高度化等会社 (FinTech 会社) の業務の要件と、一見、類似している。しかし、高度化等会社は、業務高度化や利用者利便向上に資すると「見込まれる」ものも許容される。それに対して、本体が営む「保有する情報を第三者に提供する業務」は、あくまでも業務高度化や利用者利便向上に「資する」ものに限定されている。

この点については、金融機関本体の業務範囲規制には、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制趣旨が存在している。そのため、いわゆる

<sup>4</sup> 金融庁「『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案』説明資料」(以下、「説明資料」) p. 5。

<sup>5</sup> 平成 31 年 1 月 10 日開催金融制度スタディ・グループ (平成 30 事務年度第 6 回) 議事録 ([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/seido-sg/gijiroku/20190110.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/gijiroku/20190110.html))、岡田信用制度参事官発言、戸村メンバー発言など参照。

<sup>6</sup> 情報銀行については、藤野大輝「『情報銀行』の事業化に向けた始動」(2018 年 11 月 20 日付大和総研レポート、[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120\\_020456.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html)) など参照。

<sup>7</sup> 平成 31 年 1 月 10 日開催金融制度スタディ・グループ (平成 30 事務年度第 6 回) 議事録、岡田信用制度参事官発言、坂メンバー発言など参照。

る高度化等会社（FinTech 会社）の形で、（金融機関の）子会社を通じて営むことができる情報の利活用に関する業務のすべてを、金融機関本体が営むことを直ちに認めることは適当ではない、との考えに基づくものと思われる<sup>8</sup>。

### (3) 付随業務

「保有する情報を第三者に提供する業務」は、金融機関本体の付随業務と位置づけられている。

つまり、その金融機関の本業に付随するものとして、特別な許認可なしに、当然に営むことができる業務であると考えられる<sup>9</sup>。

### (4) 顧客の同意、個人情報保護法との関係

「保有する情報を第三者に提供する業務」により金融機関が外部に提供する情報が、その金融機関の顧客から取得した顧客情報である場合、その顧客の同意が必要と定められている。言い換えれば、その顧客の同意がなければ、「保有する情報を第三者に提供する業務」によっても、その顧客情報を外部提供することは認められない。

加えて、「保有する情報を第三者に提供する業務」が容認されとしても、金融機関は、引き続き、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及びその関連法令を遵守する必要がある<sup>10</sup>。

## 3. いわゆる高度化等会社／FinTech 会社の子会社化（保険会社）

### (1) 保険会社の子会社対象会社の範囲拡大

保険会社は、保険業法によって認められた会社（子会社対象会社）以外の会社を子会社とすることは認められない（保険業法 106 条 1 項）。

資金決済法等改正法案は、保険会社の子会社対象会社の範囲に、新たに次のものを加えることとしている（資金決済法等改正法案による保険業法 106 条 1 項 13 号の 2）。

情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

これは、いわゆる「高度化等会社」あるいは「FinTech 会社」と呼ばれるものである。

<sup>8</sup> 「報告」 p. 4。

<sup>9</sup> 例えば、金融商品取引法につき、松尾直彦『金融商品取引法（第 5 版）』（商事法務、2018 年）p. 392。

<sup>10</sup> 「説明資料」 p. 5。

ちなみに、銀行については、すでに2016年の銀行法改正において銀行業に関連する高度化等会社を子会社とすることが認められている（銀行法16条の2第1項12号の3）。資金決済法等改正法案は、これに相当する子会社を保険会社にも認めようというものである。

なお、第一種金融商品取引業者（証券会社）については、金融商品取引法上、そもそも特段の子会社規制は設けられていない。従って、現行制度の下でも、金融商品取引業に関連する高度化等会社を子会社とすることが可能だと解される<sup>11</sup>。

## (2) いわゆる10%ルールの適用除外と事前認可

保険会社又はその子会社は、保険業法によって認められた会社を除き、国内会社の議決権について、合算して、基準議決権数（総株主等の議決権の10%）を超える議決権を取得・保有することは認められない（いわゆる10%ルール、保険業法107条1項）。

資金決済法等改正法案は、保険会社又はその子会社が、合算して、10%を超えて議決権を取得・保有できる会社の範囲に、前記(1)のいわゆる高度化等会社（FinTech会社）を新たに加えることとしている（資金決済法等改正法案による保険業法107条1項）。

ただし、保険会社又はその子会社が、合算して、高度化等会社の議決権の10%を超えて取得・保有しようとするときは、原則、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けなければならない（同106条7項）。

ちなみに、これらも2016年の銀行法改正（銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直し）に準じた内容となっている（銀行法16条の2第7項、16条の4第1項など）。

なお、第一種金融商品取引業者（証券会社）については、金融商品取引法上、そもそも特段の議決権保有制限は設けられていない。従って、現行制度の下でも、金融商品取引業に関連する高度化等会社の議決権の10%を超えて取得・保有することは可能だと解される。

## 4. 施行日

公布日から起算して1年を超えない範囲内の政令指定日からの施行が予定されている（資金決済法等改正法案附則1条）。

<sup>11</sup> 「報告」p.4脚注3。